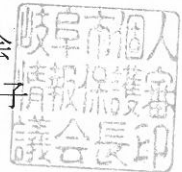


答 申 第 2 1 9 号
平成29年10月30日

岐阜市長 細 江 茂 光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成29年10月20日付け岐阜市民市第516号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・21」のうち「基本計画2013（平成24年12月策定。計画期間は平成25年度から平成29年度まで。以下「基本計画」という。）」に基づき、市民との協働によるまちづくりに取り組んでおり、基本計画の進捗及び将来のまちづくりに対する市民の意識、行動等を把握するため、市民意識調査を実施する。

また、「岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年12月策定）」について、「まちの創生」の数値目標としている社会動態転出超過に対し、平成28年度は1,203人の社会動態転出超過であったことから、平成28年度の岐阜市から愛知県内への転出のうち、転出者の多かった上位3市である名古屋市、一宮市及び稲沢市を対象に転出者の実態を把握するため、愛知県内（名古屋市、一宮市及び稲沢市に限る。）への転出者に対する調査を実施する。

これらの調査を実施するため、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 調査対象者及び抽出方法

ア 市民意識調査

住民基本台帳から、満15歳以上の市民（中学生を除く。）3,000人を無作為抽出する。

イ 愛知県内への転出者に対する調査

過去に本市の住民基本台帳に登録があり、平成28年度中に岐阜市から愛知県

名古屋市、一宮市又は稲沢市へ転出した平成29年3月31日現在で満15歳以上39歳以下の転出者全てを抽出する。

- (3) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報
調査対象者の氏名、住所、郵便番号及び日本国籍の有無

2 意見

適当なものと認める。